

2015年度学院留学 研究成果概要

種 別：学院留学（長期）

所属・職・氏名：司法研究科・准教授・京 明

研 究 課 題：刑事手続における要支援者(vulnerable people)の取り扱いの研究

留 学 期 間：2015年4月1日～2016年3月29日

留 学 先： イギリス・ポーツマス

ポーツマス大学・刑事司法研究所(Institute of Criminal Justice Studies)

研究成果概要（日本文（全角）の場合は3,000字（A4、2ページ）程度）

1. 研究の背景及び目的

本研究において要支援者(vulnerable people)とは、少年のほか、知的障害や発達障害を持つ者など、その心身の未成熟または精神的な障害のゆえに自分が刑事手続や少年審判手続においておかれている状況を十分に理解することができず、したがって手続上の意思決定または訴訟行為を行ううえで一般的・類型的に特別な支援を要する者を指す。主に被疑者・被告人を念頭においているが、児童虐待（性的虐待を含む）事案や女児児童が性犯罪の被害者となる事案では、証人保護の問題としても同様の支援が必要になることから、本研究ではこれらの場合も含め一括して要支援者と総称することにした。

このような者のうち特に被疑者・被告人が問題となる場合、これまでの日本においては、かかる支援は基本的に弁護人によって担われるのが一般的であった。しかし、そもそも弁護人は法律家であって、必ずしも心理や福祉の専門家ではないことから、要支援者とコミュニケーションが十分にとれない可能性がある。また、その前提問題として、要支援者自身が、弁護人の援助を求めるかどうかの意思決定を十分になしうるかという問題もある。

これに対し、イギリス（本研究ではイングランド及びウェールズを指す）には、弁護人だけでなく、さらに心理的・福祉的な援助を提供する第三者が手続に関与するモデルとして、適切な大人(Appropriate Adult)制度が存在する（以下AA制度と略す）。AAには様々な役割が期待されているが、その中でも特に重要なものとして被疑者取調べへの立会いがある。そこで、本研究では、日本法への示唆を得るために、AA制度の歴史的な背景、内容及び運用状況について、被疑者取調べへの立会いを中心に調査することとした。これが本研究の中心的な目的である。

2. 研究の方法及び内容

AA制度の背景及び内容については、まずは書籍から必要最低限の情報を予め得ておく必要がある。そこで、日本にいるうちに可能な限り関連文献のリストアップをしておき、現地到着後、徹底的に文献収集し、その検討に努めた。その中には、学位論文など現地でしか入手できなかったものもあり、多くの貴重な知見が得られた。京は、上記のとおり、ポーツマス大学の刑事司法研究所に研究の拠点をおいたことから、学位論文等の収集はポーツマス大学図書館所蔵のものを中心とし、また、イギリスにおいては雑誌論文のオンライン化が相当程度進んでいることから、ポーツマス大学でのアカウントを最大限利用して、ポーツマス大学図書経由で重要な雑誌論文を数多くダウンロードすることができた。この点も非常に有益であった。

このような文献調査と平行し、さらにはその成果をふまえて、次に、AA制度の運用状況とそ

の課題について、現地の研究者や実務家へのインタビュー調査も精力的に行った。研究者については、京のポーツマス大学での受け入れ担当教員でもあったトム・エリス主任講師（日本では教授相当）に対し、エリス氏の授業への参加の機会なども最大限利用して、定期的にインタビュー調査を行った。また、エリス氏の教え子で現在実務家になっている人も紹介してもらい、インタビュー調査を行った。これらの調査により、イギリスでもいまだ担い手の確保に課題を残していること（特に知的障害等がある被疑者の場合）、また、仮に担い手が確保できた場合でも、援助の質の向上という課題を抱えていることも明らかになった。

他方、本研究の対象には（非行）少年も含まれることから、その取扱いという点では、イギリス少年司法において、どのような理念と手続の下で、どのような処分が下されるかも問題となる。そこで、エリス氏とは、AA制度のみならず、少年司法の比較研究も共同で行った。この点については、後述のとおり大きな成果をもたらすものとなっている。また、2015年のヨーロッパ犯罪学会（9月にポルトガルで開催）にも出席して、ヨーロッパ各国の研究報告に接したことも、刑事司法及び少年司法の比較研究にとって有益であった。

なお、留学期間中は、イギリスの司法手続を研究するために現地（特にポーツマス、ロンドン、ウィンチェスターなど）で数多くの裁判傍聴も行ったが、被疑者・被告人の適正手続保障のみならず、証人保護政策についても多くの貴重な知見を得た。とりわけ性犯罪やドメスティックバイオレンスの事案において、畏怖証人に対してどのような特別なケアが提供できるかについては、今後の日本の刑事司法改革にとっても重要な示唆が得られた。

3. 成果の公表

以上のとおり、今回の学院留学では、今後の日本の刑事司法改革及び少年司法改革にとって数多くの貴重な知見と示唆を得ることができたが、さらに成果の公表という点でも、受け入れ教員であったエリス氏と共同で、以下の2つの成果を発表する予定となっている。

（1）まずは研究論文の発表である。タイトル及び公表媒体は以下のとおりである（査読あり。掲載決定済）。

Ellis, Tom and Akira Kyo. "Youth Justice in Japan." In *Oxford Handbooks Online*, New York: Oxford University Press, forthcoming. www.OxfordHandbooks.com

Oxford Handbooks は、犯罪学(Criminology)の分野でも最も権威ある書籍の一つであり、これに共著者の一人として掲載が決定されたことは、京にとっても大きな名誉である。

（2）次に、上記論文の基本的な内容は、イギリス犯罪学会（2016年7月6日、於：ノッティンガム）でも以下のタイトルで発表する予定となっている（プログラム掲載済：下記URL）。

Tom Ellis and Akira Kyo, 'Net widening or diversion? Reassessing youth justice in Japan', British Society of Criminology Conference, Wednesday 6th July 2016, Nottingham Conference Centre. <http://criminologyconference.com/bsc-conference-2016>

イギリス犯罪学会も、イギリスの犯罪学において最も権威ある学会の一つであり、そのような場で研究発表ができることは、やはり京にとってはこのうえない大きな名誉である。

4. おわりに

以上のとおり、今回の1年間の留学経験は、京にとって非常に大きな成果と名誉をもたらすものとなった。このことはまた、今後の研究の発展にとっても重要な契機となり、基礎となることは間違いない。このような貴重な経験を可能にいただいた関西学院大学には、この場を借りてあらためて御礼申し上げる。